

令和5年度

香芝市環境配慮型企業定着促進補助金

香芝市では、周辺住民との生活環境に配慮し、「騒音・振動・悪臭」を低減・防止するための設備の導入・改良、建物の改修を行う中小企業者（製造業）に対し、一定額の補助を行います。企業の良好な操業環境づくりを支援し、周辺住民と良好な関係を築くことで、既存企業の市内定着を促進します。

□補助対象者

市内で現に**製造業**を営む中小企業者で次の要件のいずれにも該当するもの

- ①市内で1年以上事業を営むもの。
- ②市税を滞納していないこと
- ③香芝市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条に規定する暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。

※対象設備について、香芝市の制度融資、設備投資補助金との重複は不可です。

□補助対象事業

市内の事業所において、市が定める環境基準以下に「騒音・振動・悪臭」を低減するための設備の導入または改修、建物の改修を行う事業で、その総額が50万円を超えるもの。※事業が令和6年2月29日までに完了すること

□補助対象経費

補助対象事業に要する経費のうち、設備費・工事費・調査費

□補助金額

補助対象経費の総額の4分の1の額（**上限150万円**）

□申請

所定の申請書（香芝市ホームページからダウンロードできます）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて香芝市商工観光課までご持参ください。

※1企業1回限りの申請とします。

- ① 企業及び事業の概要書
- ② 履歴事項全部証明書（法人に限る。）
- ③ 直近の決算書（法人以外にあってはこれらに相当する書類）
- ④ 事業所の位置図（対象事業を行う場所の位置図）
- ⑤ 補助対象事業の仕様のわかる書類
- ⑥ 補助対象経費に係る見積書
- ⑦ 騒音・振動・悪臭の測定の結果を証する書類及び改善計画書
- ⑧ 市税に滞納がない証明書
- ⑨ 事業行う建物の検査済証（建築基準法上適法であることを証明する書類）



香芝市役所商工観光課 TEL 0745-44-3312